

江府町告示第40号

令和2年6月4日

江府町長 白石 祐治

第4回江府町議会6月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和2年6月8日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

上 原 二 郎

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

川 上 富 夫

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

○応招しなかった議員

な し

第4回 江 府 町 議 会 6 月 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和2年6月8日（月曜日）

議事日程

令和2年6月8日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 令和元年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 令和元年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第46号 専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第47号 江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第48号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第50号 江府町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第12 議案第51号 令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第52号 令和2年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 令和2年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第54号 令和2年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 陳情書の処理について
-

出席議員（10名）

1 番 森 田 哲 也	2 番 川 端 登 志 一	3 番 阿 部 朝 親
4 番 上 原 二 郎	5 番 空 場 語	6 番 三 好 晋 也
7 番 三 輪 英 男	8 番 川 上 富 夫	9 番 長 岡 邦 一
10 番 川 端 雄 勇		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松 井 英 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	影 山 久 志
教育長	富 田 敦 司	総務総括課長	池 田 健 一
住民課長	川 上 良 文	農林産業課長	末 次 義 晃
建設課長	小 林 健 治	教育課長	加 藤 邦 樹
福祉保健課長	生 田 志 保	企画財政担当課長	松 原 順 二
会計管理者	藤 原 靖	学事担当課長	景 山 敬 文

午前 10 時 00 分開会

○議長（上原 二郎君） 本日の欠席通告はございません。定足数に達しております。

これより令和 2 年第 4 回江府町議会 6 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第 121 条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上原 二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、三好晋也議員、7番、三輪英男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上原 二郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月12日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上原 二郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議会活動については、お手元に配付しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び、定期監査報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 3月定例議会以降の行政報告につきましては、お手元に行政報告各課別をお配りいたしておりますが、主な事業につきましてご報告させていただきます。

まず、1ページ目でございます。一番頭のところです。新型コロナウイルス対策といたしまして特別定額給付金の交付をいたしているところでございます。6月5日現在の支給済み額でございますが、1029世帯のうち、977世帯、約95％にあたる世帯に支給を済ませております。2億7,100万円でございます。あと52世帯が未申請ということでございます。

続きまして、めくっていただきまして3ページ目でございます。保健事業のところに防災無線を利用したラジオ体操の提供というのを書いております。これは、新型コロナウイルス感染症防止対策のために不要不急の外出を控えていただいております、特になかなかいろんなことが出来ないということで健康面で不安があるという、特に高齢者の方等ございましたのでラジオ体操を防災行政無線でかけまして運動していただくといったようなことをやりました。緊急事態宣言が終わってからは、屋外の放送はやめましたけれども引き続き屋内放送は続けておりますので、またこれを利用して運動していただけたらというふうに思います。

めくっていただきまして、4ページ目でございます。いくつか挙げておりますが、新嘗祭の献穀田のことでございます。貝田の森田照男さんと江さんご夫妻が奉仕者ということで21年ぶり江府町から選ばれたということでございます。4月10日には播種式、5月12日には田植え式ということで行ったところでございまして、無事、秋には宮内庁のほうにお米がお届けできればというふうに思っております。それと中程に農事組合法人すがさき創立総会の開催と書いております。コロナウイルスのために参加はできませんでしたが、これで町内で3番目になります農事組合法人が設立されたということでございます。

めくっていただきまして、最後でございますけども7ページで教育委員会の関係でいっぱい学校行事が上がっておりますが、これもいろいろ新型コロナウイルスの関係で来賓出席等出来ませんでした。一番最後に書いていますグラウンドゴルフ大会だけは私も参加できたんですけども、今後はできるだけこういった行事ができるようになればというふうに考えております。簡単ですが以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（上原 二郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 から 日程第6 報告第3号

○議長（上原 二郎君） 日程第4、報告第1号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第6、報告第3号、令和元年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書についてまで以上3件を一括議題とします。

町長から、報告をお願いします。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号でございます。令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、令和元年度において実施予定でありました

新庁舎外構工事設計業務他7事業6, 120万円を令和2年度で実施するもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。令和元年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、令和元年度において実施予定でありました排水管設備改良事業費2,050万円を令和2年度へ予算を繰り越し、実施いたすものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。令和元年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、令和元年度において実施予定でありました管路建設改良事業費100万円を令和2年度へ予算を繰り越し、実施いたすものでございます。以上、報告第2号及び第3号につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 次に、所管課長より詳細説明を求めます。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼いたします。報告第1号、一般会計繰越明許費繰越計算書を1枚おはぐりいただき、繰越計算書をご覧いただければと思います。繰り越しいたしました事業は新庁舎外構工事設計業務他7事業でございます。先程説明がありましたとおり、限度額は6,120万円でございます。令和2年度に繰り越し事業を実施するものでございます。表の右のほうに財源の内訳を記載しております。主な繰り越し理由につきましては、外構工事につきましては、国道改良工事町道申請執行時との兼ね合いにより年度末に外構設計との調整が必要となり年度内に完成が困難なため繰り越しをさせていただいております。他は記載しているとおりでございます。簡単ですが以上で終わります。

○議長（上原 二郎君） 続いては、小林課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。報告第2号、令和元年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。予算の繰り越しにつきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、改良に要する経費のうち、年度外に支払い義務が生じなかった場合、その額を翌年度に繰り越して使用出来るとなっております。江尾地区排水管布設替え工事で測量設計が11月に完了し、工事発注につきましては、冬期を避けるため排水管設備改良事業2,050万円を令和2年度に予算を繰り越すものでございます。内容は排水管の布設替えでございます。

続きまして、報告第3号、令和元年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書についてご説明

を申し上げます。1枚おはぐりください。同様に地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして佐川の野中さん宅付近の下水道マンホールの復旧工事で日野川河川災害復旧工事での道路盛り土後の安定を確認してからマンホールの床掘り作業を行うために管路建設改良事業100万円の年度内完了が出来なく令和2年度に予算を繰り越すものでございます。内容は、1号マンホールと接続の下水道管でございます。以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会にご報告をいたすものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、詳細理由説明が終了いたしました。

日程第4、報告第1号から、日程第6、報告第3号まで以上3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみであります、この際質疑があれば行います。

先ず、報告第1号、令和元年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、報告第2号、令和元年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。

続いて、報告第3号、令和元年度江府町下水道等事業会計予算繰越計算書について質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ないので質疑を終結します。以上、3件の報告は終了いたしました。

日程第7 議案第46号 から 日程第15 議案第54号

○議長（上原 二郎君） 日程第7、議案第46号、専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）から日程第15、議案第54号、令和2年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）まで以上9議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（上原 二郎君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいまご上程いただきました議案について提案理由をご説明いたしま

す。

まず、議案第 4 6 号です。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。本案は、令和元年 1 0 月からの消費税率 1 0 %への引き上げに合わせて介護保険法の改正により、低所得者の保険料軽減を強化することとされたため、江府町介護保険条例の所要の改正をいたしましたものでございます。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告いたすものでございます。

続きまして、議案第 4 7 号でございます。江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、町長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について町長等がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失が無い場合の賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 4 8 号でございます。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬のうち保育所嘱託医の報酬について学校医との均衡を図り職務の内容相当の報酬額に改正いたすものでございます。

続きまして、議案第 4 9 号でございます。江府町税条例の一部改正についてでございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症まん延防止措置の影響による徴税の徴収猶予等に関する江府町税条例の一部を改正するものでございます。以上の 3 議案につきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第 5 0 号でございます。江府町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてでございます。本案は、江府町農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等及び準ずるものとしたので農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

続きまして、議案第 5 1 号でございます。令和 2 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。本案は、令和 2 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 8 9 3 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 5 億 7, 6 4 9 万 1 千円といたすものでございます。

続きまして、議案第 5 2 号でございます。令和 2 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会

計（施設勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ５５３万１千円を追加し、予算総額を２億２，８９３万６千円といたすものでございます。歳出における主な補正内容は総務費５５３万１千円の増額。これは、職員人件費増によるもの及び歯科一般備品購入費の増によるものでございます。歳入として財政調整基金からの繰入金５５３万１千円を増額いたすものでございます。

続きまして、議案第５３号でございます。令和２年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ６０万９千円を減額し、予算総額を６億９７万８千円といたすものでございます。歳出において総務費６０万９千円の減、これは職員人件費等に係る減額です。保険給付費４０万円の増、地域支援事業費５万８千円の増、これはいずれも高額医療合算介護サービス費の確定に係るものでございます。予備費４５万８千円を減額して調整いたすものでございます。歳入において、保険料２４７万９千円の減で、これは低所得者保険料軽減に係るものでございます。繰入金１８７万円の増は、この軽減に係る増額及び事務費の減額による一般会計繰入金でございます。

続きまして、議案第５４号でございます。令和２年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ１８９万５千円を追加し、予算の総額を３５１万４千円といたすものでございます。補正いたします内容は歳入におきましては土地及び立木売り払い代金１８５万５千円と前年度繰越金４万円を増額するものでございます。歳出におきましては、負担金補助及び交付金１８０万円と予備費９万５千円を増額いたすものでございます。以上、一般会計・特別会計・補正予算４議案につきましては、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議ご承認いただきますようお願いいたします。なお、議案第４６号から５１号まで６議案の内容の詳細につきましては、主管課長より説明させますが、議案第５２号から５４号までの３議案につきましては、主管課長の詳細説明につきましては省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 日程に従い、議案第４６号から議案第５１号まで、順次、所管課長より議案の詳細説明を求めます。

生田課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼いたします。議案第４６号、専決処分した事項の承認について（江府町介護保険条例の一部を改正する条例）ご説明を申し上げます。本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、江府町介護保険条例の一部改正を専決処

分し、令和元年10月の消費税増税に係る低所得者への保険料軽減強化に対応いたすものです。
おはぐりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。改正の概要について説明します。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後です。この第2条第1項につきましては省略しておりますが、第1号から9号まで介護保険料の9段階の第7期中のそれぞれの額を定めたものであります。右側改正前、第2項から第4項までは、軽減率を2分の1とした令和元年度の軽減です。これを左側改正後で完全実施いたすものでございます。専決処分日は令和2年5月29日、附則といたしまして施行日は令和2年6月1日、適用を令和2年4月1日といたすものです。説明は以上です。

○議長（上原 二郎君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼します。では、議案第47号について説明をさせていただきます。1枚おはぐりください。江府町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例でございます。趣旨ですが、第1条といたしまして地方自治法が不適切事務処理の抑制や町長や職員等が行政を行う上で賠償責任によります萎縮の低減を目的とするために改正されており、町条例を制定するものでございます。内容としまして、町長もしくは委員会の委員もしくは委員または町の職員の長に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものでございます。第2条で賠償責任の一部免責の内容を定めております。免責とありますが、職務に応じて負担の上限が下のほう（1）から（4）まで定めております。（1）につきまして町長は6、（2）副町長以下4、（3）農業委員会の委員以下2、（4）町の職員1というふうになっております。これにつきましては基準給与額の町長ですと6年分の範囲で責任を負うというような内容でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第48号でございます。1枚おはぐりください。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。報酬に関する第2条の改正でございます。別表の区分のうち、保育所嘱託医の報酬、右側3万3,600円とありますものを、業務の状況あるいは小中学校の学校医と同額にすることということで左側7万2,800円に改正する内容となっております。施行の期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものというふうになっております。以上でございます。

○議長（上原 二郎君） 続いて49号。

川上課長。

○住民課長（川上 良文君） 失礼をいたします。議案第49号、江府町税条例の一部改正についてでございます。1枚おはぐりください。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正の主な内容につきましてご説明を申し上げます。まず、第19条の中ほど法第321条

の 8 第 2 2 項及び第 2 3 項を法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項及び第 3 5 項に、その下、においてを、
にはに、それぞれ改正するものでございます。次に 3 ページ一番下ですけども、第 2 4 条、個人
の町民税の非課税の範囲です。1 枚おはぐりください。4 ページの（2）寡婦を、ひとり親に改
正します。次に 7 ページ第 3 4 条の 2、中程第 1 2 項を第 1 1 項に、その下、寡婦控除額を、寡
婦控除額、ひとり親控除額に、その下、第 7 項及び第 1 2 項を第 6 項及び 1 1 項に改正いたすも
のでございます。これは、全てのひとり親家庭に対し公平な税制上の措置及び控除の見直しを行
うものでございます。次に、飛びまして、2 5 ページ第 5 4 条の固定資産税の納税義務者等の 5
項を新設をいたします。その土地の使用者を所有者とみなすことが出来るとしております。また、
3 0 ページ第 7 4 条の 3 所有者の申告を新設します。これらふたつの新設は、所有者不明土地等
に係る固定資産税の相続人等の申告の制度化を指定したものでございます。次に、4 6 ページ附
則第 1 5 条の 2、軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。改正前、平成 3 1 年 1 0 月 1
日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日を、改正後、令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までと適
用期限の延長と年号の改正をいたしましたものでございます。次に、5 5 ページ附則第 2 4 条、新型
コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続き等、第 2 5 条、新型コロナウイルス感
染症等に係る寄付金税額控除の特例、また次にページ第 2 6 条新型コロナウイルス感染症等に係
る住宅借入金等特別税額控除の特例をそれぞれ新設して新型コロナウイルス感染症及び、そのま
ん延防止のための措置が納税者等に及ぶ影響の緩和を図るものでございます。最後に 5 9 ページ
附則としてこの条例は、公布の日から適用する。但し、次の各号に掲げる規定は当該各号に定め
る日から施行するとして、（1）は令和 2 年 1 0 月 1 日施行、（2）は令和 3 年 1 月 1 日施行な
ど、それぞれ以下のとおり規定しているものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の
規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議の上ご承認賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 議案第 5 0 号。

末次課長。

○農林産業課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 5 0 号、江府町農業委員会委員の任命
につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてご説明をさせて
いただきます。現在、農業委員会委員の方におかれましては 1 1 名の方が活動しておられます。
この方の任期が 7 月 1 9 日で終わるために新たに令和 2 年 7 月 2 0 日から令和 5 年 7 月 1 9 日の
3 年間の任期の新しい委員さんの任命が必要となっているものでございます。この委員の任命に
つきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項によりまして、認定農業者等が委員の過

半数を占めるよう定められているところでございます。本町においては認定農業者が少なく応募者も過半数には及びませんでした。この場合、例外といたしまして同施行規則第2条第2項で認定農業者等が委員過半数を占めることを要しない場合の要件を議会の同意を得た場合に認められるものでございます。例外の内容としましては、認定農業者と認定農業者等に準ずるものが委員の少なくとも4分の1となる要件でございます。この度の応募者11名のうち認定農業者が2名、それから準ずるものといたしまして元認定農業者1名、指導農業士1名の合計4名となり委員の4分の1以上の要件を満たすものでございます。なお、各委員の任命にあたりましては本議会の最終日に追加提案をさせていただき予定でございますので併せてよろしくお願いをいたします。

○議長（上原 二郎君） 続いて、議案第51号。

松原課長。

○企画財政担当課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第51号、令和2年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。この補正につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,893万8千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,649万1千円とするものです。1枚おはぐりいただき1ページ目をご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。款50. 地方交付税、項5. 地方交付税981万3千円の増額です。これは後程歳出で説明いたします地方創生事業分の取り組みに伴う特別交付税の増額です。次に、款60. 分担金及び負担金、項5. 分担金60万円の減額です。これは、しっかり守る農林基盤交付金事業の予算の組み替えに伴う分担金の減額です。次に、款70. 国庫支出金、項5. 国庫負担金123万9千円の増額です。これは、議案第46号で専決処分しました介護保険低所得者保険料軽減負担金の増額です。次に、項10. 国庫補助金2,959万円の減額です。これは、地方創生推進交付金1,446万円の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金924万7千円の増額、社会資本整備総合交付金5,740万7千円の減額。公共学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金408万5千円の増額などが主なものです。次に、款75. 県支出金、項5. 県負担金3万8千円の増額です。これは、介護保険低所得者保険料負担金61万9千円の増額と地籍調査費負担金58万1千円の減額に伴うものです。次に、項10. 県補助金159万5千円の減額は、移住定住推進交付金100万円の増額としっかり守る農林基盤交付金の増額30万円です。これは、先程説明しました予算の組み替えに伴うものです。そのほか、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、子ども教室分289万5千円の減額です。次に、款95. 繰越金、項5. 繰越金2,770万6千円の増額です。これは前年度からの繰越金の増額です。次に、款100. 諸収入、項25. 雑入65万1千円の増額です。これ

はコミュニティ助成事業、一旦集落分が不採択になりまして減額するものでございます。そのほか消防団員退職手当3名分113万5千円の増額、消防コミュニティ事業採択、尾之上原集落分190万円の増額などです。次に、款105. 町債、項5. 町債5,660万円の減額です。これは後程説明いたします予算書4ページの第2表、地方債補正の過疎対策事業の町道整備事業債の減額に伴うものです。1枚おはぐりいただき2ページ目をご覧ください。歳出の主なものを説明いたします。款5. 議会費、項5. 議会費7万6千円の増額です。これは、共済組合負担金の増額に伴うものです。次に、款10. 総務費3,677万5千円の増額です。このうち、項5. 総務管理費3,968万円の増額は、人件費の増額865万1千円と4月に採択となりました地方創生推進交付金事業として2,892万円の増額。空き家再生事業補助金200万円の増額などが主なものです。また、項10. 徴税費2万2千円の増額は、共済組合負担金の増額です。款15. 戸籍住民基本台帳費350万5千円の減額は、人件費の減額に伴うものです。款20. 選挙費57万8千円の増額は、町長選挙投票事務で新型コロナウイルス対策のため人員配置を増員するための人件費の増額に伴うものです。次に、款15. 民生費448万7千円の増額です。このうち、項5. 社会福祉費651万1千円の増額は介護保険料、介護保険低所得者保険料軽減に伴う繰出金187万円の増額と老人ホーム入所措置費委託料176万1千円の増額。新型コロナウイルス対策のため総合健康福祉センターに換気対策として網戸の設置工事と空気清浄機10台の購入費383万8千円の増額などに伴うものです。項10. 児童福祉費203万1千円の減額は人件費の減額に伴うものです。項15. 生活保護費7千円も同様でございます。次に、款20. 衛生費、項5. 保健衛生費85万5千円の増額は、人件費70万5千円の増額とロタウイルスワクチン接種助成費15万円の増額に伴うものです。次に、款30. 農林水産業費9千円の減額です。このうち、項5. 農業費159万2千円の減額は、当初予定しておりました半の上と深山口林道の2路線を林道工事を林業費150万組み替えをし、実施するためのものでございます。項10. 林業費158万3千円の増額は、先程説明しました組み替えに伴うものが主なものでございます。次に、款35. 商工費、項5. 商工費220万円の増額は、新型コロナウイルス感染症のため売り上げ減と町内中小業者に支援を行うためプレミアム商品券発行数を2,000冊から3,000冊に増やすためのものでございます。次に、款40. 土木費1億457万6千円の減額です。このうち、項5. 道路橋梁費1億5,201万5千円の減額は、社会資本整備総合交付金の当初配分額が減額となったため事業規模等を縮小しまして7,810万円の減額と町道下安井舟場線道路改良工事1,470万3千円の減額、役場前線道路新設事業3,800万円の減額に伴うものと配分が唯一増加しました橋梁補修工事については計画二橋から四橋へ計画変更によって1,

800万円の増額に伴うものです。款10. 住宅費63万9千円の増額は、町営久連団地と空き家再生住宅の修繕に伴うものです。次に、款45. 消防費、項5. 消防費303万4千円の増額は、消防団員退職報償金113万4千円の増額と尾之上原集落消防コミュニティ事業が採択になったことに伴います190万円の増額です。次に、款50. 教育費746万9千円の増額です。3ページ目を下に下がってご覧ください。このうち項5. 教育総務費651万4千円の増額は、小中学校児童生徒一人ひとりの情報端末機器iPadを整備しIC機器を活用しました教育の充実を図るためのものです。次に、項10. 小学校費24万2千円の増額は、江府小学校の藤棚の修繕に伴うものです。次に、款15. 中学校費23万4千円の増額は、新型コロナウイルスによって修学旅行の実施時期を4月から9月に変更したため旅費の増額が生じたためのものがございます。次に、項20. 社会教育費44万5千円の増額は、主に人件費とイラスト無断使用に伴いました弁護士委託料イラスト使用料などに伴うものです。次に、項25. 保健体育費3万4千円の増額は、学校臨時休業に伴います牛乳提供業者支援のため食材提供業者に対する負担金を増額するためのものです。次に、款55. 災害復旧費、項5. 農林水産業施設災害復旧費75万1千円の増額は、本年4月13日の豪雨によって発生した災害のため久連水道土砂撤去は池の内など2件、農業用施設被害の補助金を交付するためのものがございます。次に、1枚おはぐりいただきまして、4ページ目をご覧ください。続いて、第2表、地方債補正について説明いたします。過疎対策事業地方債限度額補正前2億8,540万円から5,660万円減額しまして補正後2億2,880万円に補正するものです。これは、町道整備事業債の減に伴うものです。社会資本整備総合交付金が当初配分額から減額となったために事業費を圧縮したためのものです。内訳は、下安井舟場道路改良事業680万円の減、役場前道路新設事業1,900万円の減、災害防除事業3,590万円の減、橋梁補修事業は620万円の増です。橋梁の定期点検につきましても110万円の減です。補正をされなかった額については、7億3,540万円でございます。併せまして、地方債の限度額を10億2,080万円から5,660万円減額しまして補正後の限度額9億6,420万円に補正するものがございます。以上により補正予算を編成いたしました。詳しくは、5ページ目以降に歳入歳出予算事項別明細書、26ページ以降に給与費明細書を添付しておりますのでご審議ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（上原 二郎君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第16 陳情書の処理について

○議長（上原 二郎君） 続いて、日程第16、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

おはかりします。陳情第6号は、教育民生常任委員会に付託し、陳情第7号、第8号は総務経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上原 二郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情3件は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いします。

----- . ----- . -----

○議長（上原 二郎君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労さまでした。

午前10時48分散会
